



研修会会則

— K G R A プロフェッショナル —

関東ゴルフ練習場連盟

関東ゴルフ練習場連盟

KGRAプロフェッショナル研修会会則

第1章 総論

1 (適用範囲)

本会則は、関東ゴルフ練習場連盟ゴルフ研修会（以下、「本研修会」という。）の会員及び本研修会に入会しようとする者に適用する。

2 (目的)

本研修会は、会員が本研修会を通じ、ゴルフ技術の向上・維持、ゴルフ練習場におけるゴルフ総合業務知識者としてのスキルの向上、品位あるゴルファー意識の向上と励行、ルール、エチケット・マナーの習熟と励行及び健康の維持増進、会員相互の親睦を図ることなどを目的とする。

3 (事業の種類)

本研修会が行う事業は、次のとおりである。

- ① 入会テスト
- ② 月例競技会
- ③ 学科講習会・実技講習会
- ④ 公益社団法人日本プロゴルフ協会(以下、「PGA」という。)又は一般社団法人日本女子プロゴルフ協会(以下、「JLPGA」という。)のトーナメントプレーヤー会員(以下、「TP」という。)及びティーチングプロ会員(以下「TCP」という。)への推薦
- ⑤ 会員募集

4 (運営)

本研修会は関東ゴルフ練習場連盟（以下、「当連盟」という。）が設置する研修会委員会（以下、「委員会」という。）によって運営される。

5 (会員の種別)

本研修会の会員は、正会員と準会員の2種類とする。

6 (入会条件)

- (1) 本研修会の会員になるためには、第2章に定める入会テストに合格しなければな

らないものとする。

- (2) 前号のほか、次に掲げる者であって、成績表を提出の上本研修会が実施する面接による審査に合格した者（以下、まとめて「特別資格者」という。）は、入会テストによらず、入会を認めるものとする

ア 他団体ライセンス保有者

本研修会出身者又は当連盟に加盟する練習場に所属する者であって、次に掲げる団体資格を有する者

- ・ P G A TP/TCP
- ・ J G T O QT2既受験者
- ・ J L P G A TP/TCP

イ 他団体の研修会等の会員で、本研修会が入会テストの受験を要しないと認めた者

7（入会手続）

- (1) 前項第1号の入会テストに合格した者又は第2号の特別資格者（以下、まとめて「入会者」という。）に対しては、本研修会入会手続に必要な書類一式（以下、「入会書類」という。）の案内を交付する。
- (2) 入会者は、所定の期日までに、入会書類を事務局に送付又は持参し、別表-1に定める入会諸費用を指定銀行口座に送金しなければならない。

所定の期日までに、入会書類の送付若しくは持参がない場合又は入会諸費用の送金がない場合、入会を認めないことがある。

8（会員資格の取得）

- (1) 前項の入会手続が完了したことを本研修会が確認したときに、正合格者（後記第28項第1号）及び特別資格者は正会員の資格を、準合格者（後記第28項第2号）は準会員の資格を、それぞれ取得するものとする。なお、準合格者は、正合格まで正会員の資格を得られない。
- (2) 正合格者及び特別資格者には正会員証を、準合格者には準会員証を、届出済みの住所に送付する。

9（研修会諸費用）

- (1) 会員は、本研修会に対し、本研修会が別途定める期日までに、別表-1に定める

研修会諸費用（以下、「諸費用」という。）を支払わなければならない。

- (2) 諸費用は、実際の研修会参加の有無に関わらず支払うものとし、納入後の返還は一切行わない。

1 0（変更手続き）

- (1) 会員は、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、所定用紙にて遅滞なく変更手続きを行わなければならない。当該変更手続きを行わない限り、会員としての権利行使をすることはできないものとする。
- (2) 加盟練習場の所属を離れたときは、別途「K G R Aクラブ規則」に定めるK G R Aクラブ会員にならなければならない。
- (3) 会員は、会員証を紛失したときは、速やかに紛失届を提出し、会員証の再発行を受けなければならない。ただし、再発行諸費用は会員の負担とする。

1 1（通知・連絡）

本研修会から会員に書面による通知、連絡等を行う場合は、届出済みの住所、メール宛に発送、通信することをもってその効力が生じるものとする。

1 2（個人情報保護）

本研修会が保有する会員の個人情報は、当連盟が別途定める個人情報保護方針に従って管理する。

1 3（休 会）

- (1) 会員は、傷害、疾病その他やむを得ない事由により、本研修会を2ヶ月以上の長期にわたり欠席する場合は、次号の承認を得た上で、休会することができる。
- (2) 会員は、休会を希望する場合、医師の診断書等休会事由を証明する文書を添え、所定の休会届を本研修会に届け出て、本研修会の承認を得なければならない。
- (3) 会員は、休会期間中といえども、諸費用の支払いを免れないものとする。
- (4) 会員は、2号において承認された休会期間が満了してもなお休会事由が消滅せず、休会期間の延長を希望する場合は、改めて休会届を提出し、本研修会の承認を得なければならない。
- (5) 会員は、前号の規定に従い再度休会届を提出する場合を除き、休会期間が満了したときは、本研修会に復帰願書を提出し、復帰しなければならない。休会期間満

了前であっても、休会事由が消滅したときは同様とする。

14 (退会)

① 会員は、いつでも退会することができる。ただし、次の手続を履行することを退会の条件とする。

① 退会届を提出すること

② 会員証を返却すること

③ 当連盟に対し債務を負担している場合は、当該債務を全額支払うこと

② 前号の規定により退会した正会員は、本研修会に復帰願書を提出し、本研修会の承認を得たときは、本研修会に復帰することができる。ただし、復帰時の入会クラス（クラスの種類については後記第30項①のとおり）は、退会時のクラスにかかわらず、クラスB・BSまたはクラスF・FSとする。なお、退会日から復帰日までの期間が3年以内の場合、復帰時の入会金の支払いを免除する。

15 (会員資格の喪失)

会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失する。

① 退会したとき

② 除名処分を受けたとき

③ 死亡したとき

16 (会員の義務)

会員は、次の義務がある。

① 本研修会が定める事業（月例競技会、学科講習会等）への出席

② 諸費用の遅滞なき支払

③ 第32項第2号に定める「月例競技会組合せ作成表」の期限内提出

④ 会員証の携帯

⑤ 本会則及び「KGRAプロフェッショナル研修会ガイドライン」の遵守

17 (禁止事項)

会員は、次の行為をしてはならない。

① 当連盟役員・事務局員、他の会員や施設スタッフを誹謗、中傷する行為。

- ② 大声、奇声を発する行為、当連盟役員、他の会員や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
- ③ 物を投げる、壊す、叩く、唾を吐く等、当連盟役員・事務局員、他の会員や施設スタッフに恐怖又は不快感を与える行為。
- ④ 研修会会場の施設・器具・備品を損壊したり器具・備品を持ち出す行為。
- ⑤ 当連盟役員・事務局員、他の会員や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
- ⑥ 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で当連盟役員・事務局員、研修会会場スタッフを拘束する等の迷惑行為。
- ⑦ 刃物、火器、薬品など危険物を研修会会場へ持ち込む行為。
- ⑧ 研修会会場での物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為。
- ⑨ その他法令および公序良俗に反する一切の行為。

18 (免責)

- (1) 会員が研修会の事業中に被った損害や怪我その他の事故について、当連盟は、一切の責任を負わない。
- (2) 会員同士の間または会員と第三者との間に生じた係争やトラブルについて、当連盟は一切関与しない。

19 (慶弔)

次の届けがあった場合は、理事長名で次の電報を送る。

- ① 会員が結婚した場合の祝賀
- ② 会員が死亡した場合のお悔やみ

20 (競技会出場者への補助)

当連盟が認めた競技に正会員が出場する際は、交通費等を補助することがある。

21 (PGAプロテスト・QTへの出場)

会員がプロテスト及びQTに出場を申請する場合は、本研修会に届出をしなければならない。

22 (罰則)

- (1) 会員に次の行為があった場合、次号の罰則を課す。
- ① 第16項(会員の義務)に反則する行為
 - ② 第17項(禁止事項)の行為
 - ③ 入会テスト・研修会における不正行為
 - ④ 「KGRAプロフェッショナル研修会ガイドライン」に違反する行為
 - ⑤ 月例競技会及び学科講習会への無断欠席(第32項第3号の欠席届を提出せず欠席することをいう。)
 - ⑥ 研修会諸費用の滞納
 - ⑦ 他地区研修会への重複出場
 - ⑧ 本会則に違反する行為。
 - ⑨ その他会員としてふさわしくない行為
- (2) 罰則の種類は、以下のとおりとし、罰金が併科される。罰則の種類、金額は、「別表-4」の通り委員会の過半数により決定する。
- ① 資格維持費の徴収
 - ② 始末書の提出
 - ③ 出場停止
 - ④ 資格停止
 - ⑤ PGA及びJLPGAのTP、TCP推薦停止
 - ⑥ 除名
- (3) 前項③～⑥を適用する場合は、その決議の10日前までに、当該会員に対し、通知の上、弁明の機会を付与するものとする。

2.3 (アマチュア資格維持)

本研修会は、会員のアマチュア資格活動を認める。ただし、所定の「アマチュアゴルフ資格維持に関する誓約書」を提出しなければならない。

2.4 (アマチュア復帰申請)

会員がプロゴルフの道を断念した場合、公益財団法人日本ゴルフ協会(以下、「JGA」という。)にアマチュア復帰申請をしなければならない。本会を退会し前項を怠った場合は、アマチュアとは認められず、アマチュア公式競技等の際の出場を取り消されることがある(JGA規定による)。

第2章 入会テスト

2.5 (入会テストの実施及び受験資格)

(1) 入会テストの受験資格は、次の全てを満たす者のみとする。また当連盟出身並びに加盟練習場所属以外のPGA、LPGA会員及びQT2既受験者が当研修会を入会希望する場合も適用する。

- ① 入会テスト当日満18歳以上であること
- ② 次のいずれかの条件を満たすこと
 - ㊦ 当連盟の加盟練習場に所属していること
 - ㊧ ㊦以外の者で入会テスト合格後の当連盟「KGRAクラブ」への加入を入会テスト実施前に同意していること
- ③ PGA及びJLPGAのTP、TCP推薦を受けられる他団体に加盟していないこと
- ④ 日本語で日常生活を送ることができること
- ⑤ 身元保証人1名を揃えることができること
- ⑥ 反社会的集団（暴力団、暴力関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等。）の関係者でないこと
- ⑦ 医師等から運動を禁止されていないこと
- ⑧ 過去に当連盟より除名、受験資格の剥奪、合格の取消しなどの処分を受けていないこと

(2) 前号の条件のいずれかを満たさないことが判明した場合、直ちに受験資格を剥奪する。また、合格後に判明した場合は、直ちに合格を取り消すものとする。

(3) 受験者は、「KGRAプロフェッショナル研修会ガイドライン」を遵守しなければならない。同ガイドラインに違反した場合は、前号と同様に扱う場合がある。

2.6 (入会テストの内容)

(1) 入会テストは、次の順序で実施する。

- ① 書類審査
- ② 実技テスト
- ③ 学科テスト

- (2) 書類審査は、所定の入会テスト申込書を本研修会にて審査することにより行う。
- (3) 実技テストは、書類審査を通過した者のみを対象に行う。
- (4) 学科テスト（ゴルフのルールに関するペーパーテスト）は、実技テストに合格した者のみを対象に行うものとし、7割以上の得点を得た者を合格とする。
- (5) 各項目の詳細は、入会テストの案内又は当連盟ホームページに掲載する。

2 7（受験費用）

入会テストを受験する者は、受験費用を支払うものとする。

受験費用、支払方法及び支払期限は、入会テストの案内又は当連盟ホームページに掲載する。

2 8（正合格者及び準合格者の区分）

- (1) 学科テスト合格者のうち、実技テストにて、男子はテスト日当日の基準スコアの6オーバー以内、女子は13オーバー以内の成績を収めた者を「正合格者」とする。（以下、この者を「正合格者」という。）。
- (2) 学科テスト合格者のうち、実技テストにて、男子はテスト日当日の基準スコアの7～18オーバー以内、女子は14～18オーバー以内の成績を収めた者を準合格者とする（以下、この者を「準合格者」という。）。

2 9（再テスト）

実技テスト又は学科テストの不合格者には再テストを実施することがある。

第3章 月例競技会

3 0（月例競技会の実施）

月例競技会は、下記の要領で実施する。

- ① クラス種類：別表-2のとおりとする。
- ② 実施時期：毎年3月から12月の間に、毎月1回実施する。
- ③ 実施日程及び会場：1年間の実施日程及び会場を毎年1月に開催する学科講習会で発表する。また発表後、当連盟ホームページに掲載する。
- ④ 競技ルール：原則1ラウンド(18H)スループレーにて行うものとし、同スコアの順位付けは、カウントバック方式とする。

3 1 (月例競技会の成績の取扱い)

- (1) 月例競技会の成績は、クラス分け及びTP、TCP推薦の条件に使用する。
- (2) PGAプロテスト、PGAティーチングプロ競技会、JGTO(QT)又はJLPGAティーチングプロ競技会の日程が、月例競技会実施日の前後1週間に重複するときは、各競技会の初日の成績を月例競技会の成績とする。
- (3) 諸事情により月例競技会が開催できない月が生じた場合、全員がホールアウト出来ない場合等の月例競技会の成績の定め方は、本研修会で協議し決定する。

3 2 (会員の月例競技会への参加義務)

- (1) 会員は、第13項に定める休会届を提出した者を除き、月例競技会に参加(月例競技会にてプレーを行うことをいう。)しなければならない。
- (2) 会員は、上期(3月から7月をいう。以下「上期」という場合、同じ。)・下期(8月から12月をいう。以下「下期」という場合、同じ。)に研修会委員会が指定した日までに、当該期間の月例競技会出欠の可否及び欠席の理由を記載した書類「〇〇年度〇期月例競技会組合せ作成表」を提出しなければならない。同表提出後出席予定者が都合により欠席する場合は、現行通り20日前までの欠席届が必要。欠席予定者が都合により出席する場合は、事務局への電話連絡が必要。また、やむを得ない理由により急きょ欠席する場合(競技会19日前～当日朝の欠席)は、
 - ① 必ず事務局へ電話連絡し、連絡後欠席届を「メール」、「FAX」で提出する。
これ以外の方法は認めない。
 - ② 前項の連絡が無い場合は、「無断欠席」として罰則の対象になる。
 - ③ 「無断欠席」は、当日のプレー費を請求する場合がある。
- (3) 傷害・疾病・その他やむを得ない事由により競技会を欠席する者は、欠席届を提出しなければならない。
- (4) 前号の欠席届の提出は、月例競技会開催日から起算して20日前までに行わなければならない。ただし急病等による直前欠席をする場合は、代理者による通知後3日以内に欠席届を提出しなければならない。
- (5) PGA、JLPGAティーチング学科講習会出席のときは、月例競技会は出席扱いとする。

3 3 (月例競技会のクラスについて)

(1) 正合格者は、男子はクラス「B・BS」に、女子はクラス「F・FS」に編入する。

準合格者は、男女ともに、クラス「I・IS」に編入する。

(2) 特別資格者の入会時のクラスは、別表-3のとおりとする。

(3) 男性正会員のクラス替えは、年2回、7月及び12月実施の各月例競技会終了後にそれぞれ行う。

(4) 前号のクラス替えは、本研修会が月例競技会での成績に基づき、以下①②を基準とし、諸条件を考慮のうえ決定する。

① クラスAの者が、各期実施の月例競技会のうち、2回以上欠席した場合は、成績を問わず、クラスBに降格することがある。

② 各期実施の月例競技会のうち、最もスコアの悪い1ラウンド(欠席したラウンドがある場合は、同ラウンド)をカットした各期平均ストロークで研修会が指定した順位までをクラスA、それ以外をクラスBとする。

3 4 (クラス別指定参加日の変更)

(1) 正会員は、他のクラスの月例競技会に参加することができる。ただし、この場合報奨金を得ることはできない。

(2) 準会員は、次の場合で本研修会が特に認めた場合を除き、他のクラスの月例競技会に参加することはできない。

① 準会員が所属する練習場の支配人等が参加指定日変更届を提出する場合

② KGRAクラブ所属の者で所属企業の担当上司が参加指定日変更届を提出する場合

③ KGRAクラブ所属の者で所属企業がない者が参加指定日変更届を提出する場合

第4章 学科講習会

3 5 (学科講習会)

(1) ゴルフ業界における、教育指導・運営管理に必要な知識能力を養成するために、

学科講習会を開催する。

- ② 学科講習会は、月例競技会後、全クラスを対象として不定期に開催される。
- ③ 会員は、第13項に定める休会届を提出した者を除き、学科講習会に参加しなければならない。ただし、委員会が特に認定した場合は参加を免除することがある。

第5章 PGA及びLPGAのTP、TCP推薦

36 (TP、TCPの推薦)

正会員が、TP及びTCPの推薦を受ける者は、次のとおりとする。

① PGAのTP2次予選及び最終テストの推薦を受ける者

推薦を希望し、かつ下期クラス替え後のクラスAに所属する者の中から、上期及び下期の全ラウンドから最もスコアの悪い1ラウンド（欠席したラウンドがある場合は、同ラウンド）をカットした成績を基に、本研修会が決定する者とする。ただし、最終テストの推薦には当該年度の全ラウンド、学科講習会の全出席を要する。

② TCPの推薦を受ける者

正会員のうち、推薦を希望し、かつ本研修会に2年以上在籍する者の中から、本研修会が決定する者とする。ただし、当該年度において、月例競技会又は学科講習会を2回以上欠席した者は、当該年度の推薦は受けられない。

第6章 (会則の改定)

37 (本会則の改定)

本会則は、研修会会員の承諾なしに変更することができる。

附 則

本会則は、2020(令和2)年3月1日より施行する。

別表-2

正準	大分類	小分類	摘 要
正 会 員	クラスA	A	上期又は下期の平均ストロークにより研修会が指定した順位までがクラスA。
		B	上期又は下期の平均ストロークにより研修会が指定した順位以下がクラスB。及び入会テスト正合格者。
	クラスB	BS	クラスBの中、競技会当日の満年齢が50歳以上で「シニア」申請をした者。クラスBSで受験し合格した者。同者はクラスBには成れない。
		F	女子入会テスト正合格者。
	クラスF	FS	クラスFの中、競技会当日の満年齢が50歳以上で「シニア」申請をした者。クラスFSで受験し合格した者。同者はクラスFには成れない。
		I	入会テスト(男女)で準合格した者
準 会 員	クラスI	IS	クラスIの中、満年齢が50歳以上で「シニア」申請をした者。

別表-3

特別資格者（他団体ライセンス保有者）の編入クラス

体名	団体資格	編入クラス要件	入会クラス
PGA	TP	入会時クラスA日程でラウンドする	A
	TCP	入会時クラスA日程でラウンドし6オーバー以下	A
	TCP	入会時クラスA日程でラウンドし7オーバー以上	B
JGTO	QT2既受験者	入会時クラスA日程でラウンドする	A
JLPGA	TP及びTCP	入会時クラスF参加日程でラウンドする	F

※入会後の処遇はKGRA研修会員と原則同じ。

※その他の「他団体の研修会等の会員」の編入クラスは、委員会がその都度決定する。

研 修 会 諸 費 用

種 類	費 目		金額(円)	内 容 / 支 払 期 日
研 修 会	テスト費	初回	30,000	月例競技会 実技テスト費用／月例競技会前月27日迄に全額指定銀行口座へ振込
		2回目以降	10,000	月例競技会維持費も同様
	入会金		30,000	研修会入会金／入会テスト合格日より14日後迄に全額指定銀行口座へ振込。移籍者は免除
	年会費		30,000	研修会年会費／当年度分を前年度2月27日迄に全額指定銀行口座へ自動引落または振込
	途中入会者年会費		指定額	途中入会者の研修会年会費／年会費月割り額の入会月からの残余额を入会テスト合格日より14日後迄に全額指定銀行口座へ銀行振込
	移 籍 料		10,000	他団体研修会等からの移籍者に対する移籍事務手数料／移籍完了時全額指定銀行口座振込
	学科講習会費(1・2月)		6,000	@3,000/回 既入会者は当年度分を前年度2月27日迄に全額指定銀行口座へ自動引落又は振込 途中入会者は入会テスト合格日より14日後迄に全額指定銀行口座へ自動引落又は振込
	月例競技会維持費		3,300/月	月例競技会設営費 新規入会者は月例競技会開催日の前月27日（同日が土日祝日のときは銀行翌営業日）に全額指定銀行口座へ振込 既入会者は月例競技会開催日の前月27日（同日が土日祝日のときは銀行翌営業日）に全額指定銀行口座へ自動引落、振込 入会テスト生は月例競技会前月27日迄に全額指定銀行口座へ振込
	プレー代		日程表記載額	研修委員会がコースと交渉した額を本人が直接コースに支払う
	K G R A ク ラ ブ	入会金	新会員	30,000
既会員			10,000	研修会既入会者のKGRAクラブ入会金／KGRAクラブ入会時、全額指定銀行口座振込
年会費		12,000	KGRAクラブ入会金／当年度分を前年度2月27日迄に全額指定銀行口座へ自動引落または振込	
途中入会者年会費		指定額	途中入会者のKGRAクラブ年会費／年会費月割り額の入会月からの残余额を入会テスト合格日またはKGRAクラブ入会日より14日後迄に全額指定銀行口座へ銀行振込	

【受験費用】

種類	費目	金額(円)	
研修会	テスト費	初回	30,000
		2回目以降	10,000
	月例競技会維持費	3,300	
受験費用	初回計	33,300	
	2回目以降計	13,300	

※1：別途コース本人払の「プレー代」が必要

※2：移籍者の場合は移籍料が加算される。

《加盟練習場非所属者で月割り残余月数11ヶ月の場合》

種類	費目	金額(円)	
研修会	入会金	30,000	
	途中入会者年会費 (@2,500X月割り残余月数)	27,500	
	学科講習会費	6,000	
	計	63,500	
K G R A ク ラブ	入会金	新会員	30,000
		既会員	10,000
	途中入会者年会費 (@1,000X月割り残余月数)	新会員	41,000
		既会員	21,000
入会時費用合計	KGRAクラブ新会員	104,500	
	KGRAクラブ既会員	84,500	

※2：移籍者の場合は移籍料が加算される

【入会諸費用／月割り残余月数11ヶ月の場合】

《加盟練習場所所属者で月割り残余月数11ヶ月の場合》

種類	費目	金額(円)
研修会	入会金	30,000
	途中入会者年会費 (@2,500X月割り残余月数)	27,500
	学科講習会費(@3,000X2回)	6,000
	入会時費用合計	63,500

【研修会費用】

※3：月例競技会には別途、「月例競技会維持費」
コース本人払「プレー代」が必要

《加盟練習場所所属者場合》

種類	費目	金額(円)
研修会	年会費	30,000
	学科講習会費	6,000
	通年時費用合計	36,000
月例競技会	月例競技会維持費	3,300
	プレー代等	所定額

《加盟練習場非所属者場合》

種類	費目	金額(円)
研修会	年会費	30,000
	学科講習会費	6,000
	計	36,000
KGRAクラブ	年会費 新・既会員	12,000
	通年時費用合計	48,000
月例競技会	月例競技会維持費	3,300
	プレー代等	所定額

研 修 会 罰 則

罰則の種類		対 象 事 例	金額(円)
①	資格維持費の徴収	第16項(会員の義務)①で、各半期の月例競技会を全て欠席したときは、出席義務違反として「資格維持費」を半期終了後に徴収する 但し、休会届、2親等以内の仏事で欠席届を提出しているときのほか、当委員会が認めた他会競技会等への参加は、出席扱いとする	10,000
②	始末書の提出	研修会会則第16項（会員の義務）違反、第17項（禁止事項）行為	
③	出場停止		
④	資格停止		
⑤	PGA等推薦停止		
⑥	除 名		①研修会に支払うべき費用を2年以上滞納したとき ②当連盟の名前を社会的に著しく傷つける虞または傷つけたとき ③刑事罰で実刑判決を受けたとき